

年税第3号

令和2年4月13日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 小玉 弘之

(公印省略)

信用保証協会によるセーフティネット保証5号の対象業種
(一般病院・精神科病院・有床診療所・無床診療所等)の追加指定について

平素は本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月8日に、経済産業省において、令和2年度第一四半期分(令和2年4月10日から6月30日まで)のセーフティネット保証5号の対象業種追加指定について、別添の通り、ニュースリリースが行われました。

セーフティネット保証5号は、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度です。

今般の対象業種の指定においては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を含む、業種別の業況を踏まえ、医療業につきましては、「一般病院」、「精神科病院」、「有床診療所」、「無床診療所」等について、対象業種に追加指定されることとなりました。

なお、「老人福祉・介護関係」、「社会福祉施設等関連」については、対象業種に指定されていることを、既に、令和2年4月2日付都道府県担当理事宛通知文「セーフティネット保証5号の対象業種(老人福祉・介護関係)の追加指定について」(介6)及び令和2年3月27日付都道府県担当理事宛通知文「セーフティネット保証5号の対象業種(社会福祉施設等関連)の指定について」(介210)でご案内しているところです。

上記経済産業省ニュースリリースは、以下のURLからご覧いただけます。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408003/20200408003.html>

また、セーフティネット保証5号以外の、新型コロナウイルス感染症に関する金融支援措置につきましては、令和2年3月19日付都道府県医師会担当理事宛通知文「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の金融措置について(情報提供)」(年税76)をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(別添資料)

- 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者対策を講じます（セーフティネット保証5号の追加指定）（経済産業省、令和2年4月8日）
- 別紙1 セーフティネット保証5号の概要
- 別紙2 セーフティネット保証5号の指定業種の追加（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）
指定期間：令和2年4月10日～令和2年6月30日
※一部抜粋
- 別紙3 セーフティネット保証5号の指定業種（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）
指定期間：令和2年4月1日～令和2年6月30日
※追加指定前の指定業種リスト、一部抜粋
- お近くの信用保証協会一覧

(参考)

- ・新型コロナウイルス感染症関連（経済産業省）：経済産業省による支援策を掲載
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>
- ・新型コロナウイルス関連情報（独立行政法人福祉医療機構）：厚生労働省・福祉医療機構による支援策を掲載
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/covid19/covid19.html>



新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者対策を講じます（セーフティネット保証5号の追加指定）


2020年4月8日


▶中小企業・地域経済産業


経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、同感染症の影響を受ける業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、中小企業者の資金繰り支援措置として、セーフティネット保証5号の対象業種の追加指定を行うことを決定しました。この措置により、一般保証と別枠の保証が利用可能となります。

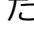
本件概要

セーフティネット保証5号について、新型コロナウイルス感染症により影響が生じている151業種を追加指定します。

※売上高等が減少している中小企業・小規模事業者の資金繰り支援措置として、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の80%を保証する制度です（別紙1  参照）。

【追加指定業種】 151業種
コンビニエンスストア、通訳業・通訳案内業、労働者派遣業など151業種。
詳細は別紙2  をご覧ください。

※現在の指定業種は別紙3 （セーフティネット保証5号の指定業種（令和2年4月1日～令和2年6月30日））をご覧ください。

4月10日に官報にて業種の追加指定を告示する予定ですが、本日から先行して各信用保証協会においてセーフティネット保証5号の事前相談を開始します。各信用保証協会の連絡先につきましては、[こちら](#)  をご覧ください。




なお、セーフティネット保証5号の利用には、売上高等の減少について市区町村長の認定が必要となります（お近くの市区町村にお問い合わせください）。

本件のお問い合わせについては、中小企業金融相談窓口あるいはお近くの地方経済産業局に御連絡


ください。

お問い合わせ先	電話番号
中小企業金融相談窓口	03-3501-1544
各地方経済産業局	
北海道経済産業局 中小企業課	011-709-3140
東北経済産業局 中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局 中小企業金融課	048-600-0425
中部経済産業局 中小企業課	052-951-2748
近畿経済産業局 中小企業課	06-6966-6023
中国経済産業局 中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局 中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局 中小企業金融室	092-482-5448
沖縄経済産業部 中小企業課	098-866-1755

関連資料

- [別紙1：セーフティネット保証5号の概要（PDF形式：353KB）](#) 
- [別紙2：セーフティネット保証5号の追加業種（令和2年4月10日～令和2年6月30日）（PDF形式：220KB）](#) 
- [別紙3：セーフティネット保証5号の指定業種（令和2年4月1日～令和2年6月30日）（PDF形式：568KB）](#) 

関連リンク

- [新型コロナウイルスに関連した感染症対策情報](#) 

担当

中小企業庁 中小企業金融相談窓口

電話：03-3501-1544

-  [ダウンロード（Adobeサイトへ）](#) 

1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第5号)

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。

※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。

例) 2月の売上高実績 + 3月、4月の売上高見込み

②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容 (保証条件)

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：80%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →

※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる

【一般保証限度額】
2億8,000万円以内

+

【別枠保証限度額】
2億8,000万円以内

セーフティネット保証5号の指定業種の追加 (中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和2年4月10日～令和2年6月30日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。

※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (平成25年10月改定)細 分類番号	指定業種名
140	8311	一般病院
141	8312	精神科病院
142	8321	有床診療所
143	8322	無床診療所
144	8331	歯科診療所
145	8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
146	8361	歯科技工所
147	8422	精神保健相談施設
148	8531	保育所

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間:令和2年4月1日～令和2年6月30日

※1:この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。

※2:指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (平成25年10月改定) 細分類番号	指定業種名
552	8342	看護業
553	8359	その他の療術業
554	8539	その他の児童福祉事業
555	8541	特別養護老人ホーム
556	8542	介護老人保健施設
557	8543	通所・短期入所介護事業
558	8544	訪問介護事業
559	8545	認知症老人グループホーム
560	8546	有料老人ホーム
561	8549	その他の老人福祉・介護事業
562	8551	居住支援事業
563	8559	その他の障害者福祉事業
564	8599	他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業

公的機関である全国51の信用保証協会の活動をサポート

サイト内検索

検索

小 中 大

ENGLISH

一般社団法人
JFG 全国信用保証協会連合会

全国信用保証協会連合会について News 採用情報 リンク集
 当サイトご利用にあたって プライバシーポリシー サイトマップ

初めての融資と
信用保証信用保証の
お申込の流れもっと知りたい
信用保証

団体信用生命保険

よくあるご質問

目的別保証制度

お近くの
信用保証協会

お近くの信用保証協会



お近くの信用保証協会一覧

協会名をクリックすると、各協会のホームページが表示されます。地方ごとにショートカットをご用意しております。

北海道・東北地方

関東地方

甲信越地方

東海地方

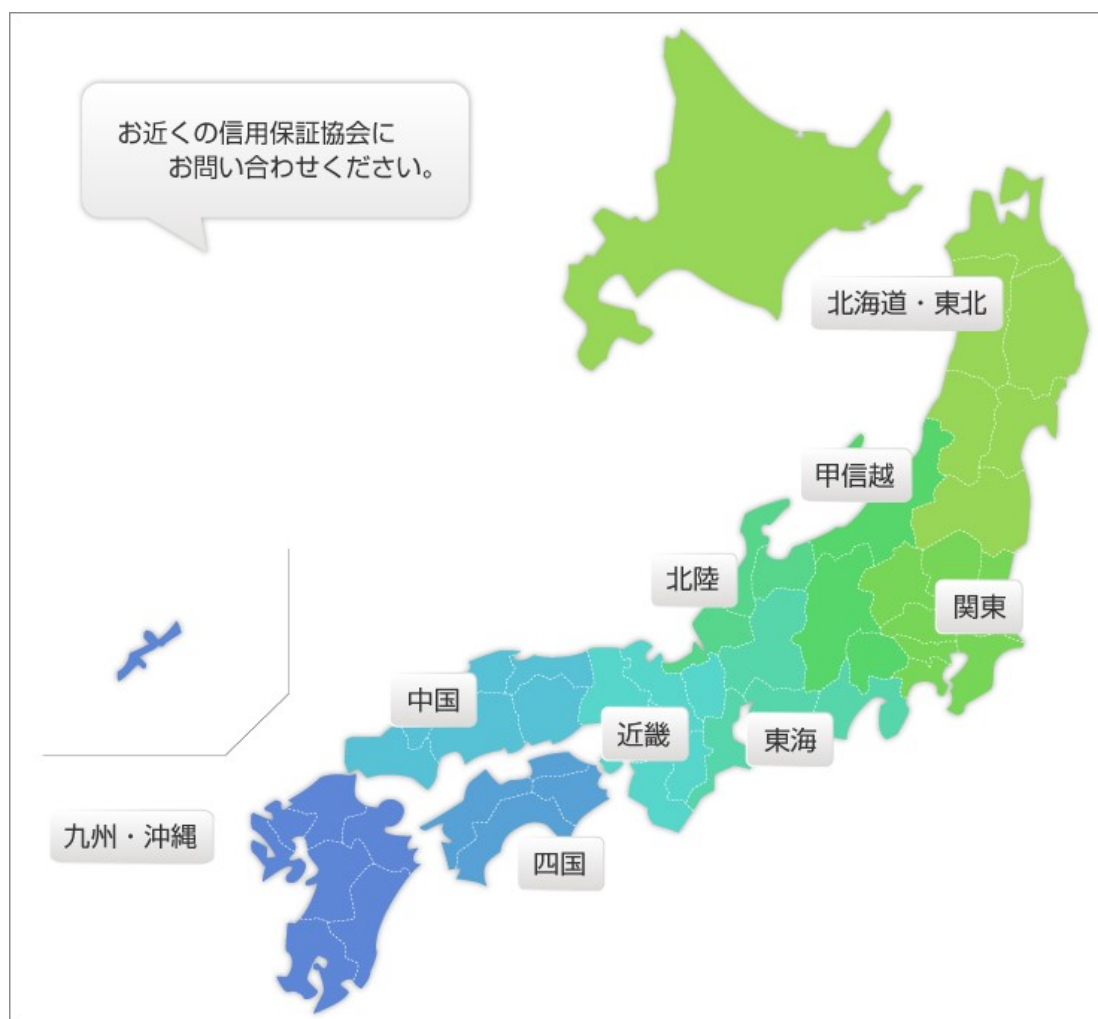
北陸地方

近畿地方

中国地方

四国地方

九州地方・沖縄



北海道・東北地方

北海道信用保証協会	〒 060-8670	札幌市中央区大通西14-1	TEL:011-241-5554
青森県信用保証協会	〒 030-8541	青森市新町2-4-1	TEL:017-723-1351

岩手県信用保証協会	〒 020-0062	盛岡市長田町6-2	TEL:019-654-1500
宮城県信用保証協会	〒 980-0014	仙台市青葉区本町2-16-12	TEL:022-225-6491
秋田県信用保証協会	〒 010-0923	秋田市旭北錦町1-47	TEL:018-863-9011
山形県信用保証協会	〒 990-8580	山形市城南町1-1-1	TEL:023-647-2247
福島県信用保証協会	〒 960-8053	福島市三河南町1番20号	TEL:024-526-2331

関東地方

茨城県信用保証協会	〒 310-0801	水戸市桜川2-2-35	TEL:029-224-7811
栃木県信用保証協会	〒 320-8618	宇都宮市中央3-1-4	TEL:028-635-2121
群馬県信用保証協会	〒 371-0026	前橋市大手町3-3-1	TEL:027-231-8816
埼玉県信用保証協会	〒 330-9608	さいたま市大宮区桜木町1-7-5	TEL:048-647-4711
千葉県信用保証協会	〒 260-8501	千葉市中央区中央4-17-8	TEL:043-221-8181
東京信用保証協会	〒 104-8470	中央区八重洲2-6-17	TEL:03-3272-3081
神奈川県信用保証協会	〒 220-8558	横浜市西区桜木町6-35-1	TEL:045-681-7172
横浜市信用保証協会	〒 231-8505	横浜市中区山下町22	TEL:045-662-6622
川崎市信用保証協会	〒 210-0024	川崎市川崎区日進町1-66	TEL:044-211-0503

甲信越地方

新潟県信用保証協会	〒 951-8640	新潟市中央区川岸町1-47-1	TEL:025-267-1311
山梨県信用保証協会	〒 400-0035	甲府市飯田2-2-1	TEL:055-235-9700
長野県信用保証協会	〒 380-0838	長野市南長野県町597-5	TEL:026-234-7288

東海地方

静岡県信用保証協会	〒 420-8710	静岡市葵区追手町5-4	TEL:054-252-2120
愛知県信用保証協会	〒 453-8558	名古屋市中区区椿町7-9	TEL:052-454-0500
名古屋市信用保証協会	〒 460-0008	名古屋市中区栄2-12-31	TEL:052-212-3011
岐阜県信用保証協会	〒 500-8503	岐阜市藪田南5-14-53	TEL:058-276-8123
岐阜市信用保証協会	〒 500-8844	岐阜市吉野町6-31	TEL:058-267-4553
三重県信用保証協会	〒 514-0003	津市桜橋3-399	TEL:059-229-6021

北陸地方

富山県信用保証協会	〒 930-8565	富山市総曲輪2-1-3	TEL:076-423-3171
石川県信用保証協会	〒 920-0918	金沢市尾山町9-25	TEL:076-222-1511
福井県信用保証協会	〒 918-8004	福井市西木田2-8-1	TEL:0776-33-1800

近畿地方

滋賀県信用保証協会	〒 520-0806	大津市打出浜2-1	TEL:077-511-1300
京都信用保証協会	〒 600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78	TEL:075-354-1011
大阪信用保証協会	〒 530-8214	大阪市北区梅田3-3-20	TEL:06-6131-7567
兵庫県信用保証協会	〒 651-0195	神戸市中央区浪花町62-1	TEL:078-393-3900
奈良県信用保証協会	〒 630-8668	奈良市法蓮町163-2	TEL:0742-33-0551
和歌山県信用保証協会	〒 640-8158	和歌山市十二番丁39	TEL:073-423-2255

中国地方

鳥取県信用保証協会	〒 680-0031	鳥取市本町3-201	TEL:0857-26-6631
島根県信用保証協会	〒 690-8503	松江市殿町105	TEL:0852-21-0561
岡山県信用保証協会	〒 700-8732	岡山市北区野田2-12-23	TEL:086-243-1121
広島県信用保証協会	〒 730-8691	広島市中区上幟町3-27	TEL:082-228-5500
山口県信用保証協会	〒 753-8654	山口市中央4-5-16	TEL:083-921-3090

四国地方

香川県信用保証協会	〒 760-8661	高松市福岡町2-2-2-101	TEL:087-851-0061
徳島県信用保証協会	〒 770-0865	徳島市南末広町5-8-8	TEL:088-622-0217
高知県信用保証協会	〒 780-0901	高知市上町3-13-14	TEL:088-823-3261
愛媛県信用保証協会	〒 790-8651	松山市千舟町3-3-8	TEL:089-931-2111

九州・沖縄地方

福岡県信用保証協会	〒 812-8555	福岡市博多区博多駅南2-2-1	TEL:092-415-2600
佐賀県信用保証協会	〒 840-8689	佐賀市白山2-1-12	TEL:0952-24-4340
長崎県信用保証協会	〒 850-8547	長崎市桜町4-1	TEL:095-822-9171
熊本県信用保証協会	〒 860-8551	熊本市中央区南熊本4-1-1	TEL:096-375-2000
大分県信用保証協会	〒 870-0026	大分市金池町3-1-64	TEL:097-532-8336
宮崎県信用保証協会	〒 880-0804	宮崎市宮田町2-23	TEL:0985-24-8251
鹿児島県信用保証協会	〒 892-0821	鹿児島市名山町9-1	TEL:099-223-0273
沖縄県信用保証協会	〒 900-0016	那覇市前島3-1-20	TEL:098-863-5302